

行政手続きの押印見直し検討結果

【対象手続総数と検討状況】

■ 対象手続総数	2,166		
うち ①廃止済	46	2.1%	63.2%
②廃止の方向で検討	1,323	61.1%	
(条例)	25		
(規則)	418		
(規程)	108		
(要綱)	460		
(内規等)	130		
(根拠なし)	161		
(その他)	21		
③廃止不可	797		36.8%

■ 検討作業で明らかになった課題

- 各課共通の手続き（補助金の交付、会計手続きなど）について、市として統一の対応が必要
 - ⇒ ・市から市民等に発出する文書のうち、「交付決定書」「許可書」「認定書」「証明書」など市民等にとって、押印（公印）が文書の真正性を担保すると考えられるものについては、当面押印を継続としたい。
 - ・市民等に提出を求める文書のうち、「委任状」「同意書」「誓約書」「承諾書」など、本人や委任者の意思や行為の確認を強く求めるものについては、当面押印を継続としたい。
 - ・「請求書」の押印は継続する（会計課と協議済）

■ 根拠規定別作業手順

廃止の方向で検討となった手続き（様式）について、その手続き（様式）を定めている例規の種類により、押印廃止までの作業が異なる。

例規の種類ごとの作業手順については、下記のとおり。

条例	⇒ <ul style="list-style-type: none">○ 9月議会へ上程（総務課対応） ※関係条例として一括整理（改正）→ ① 7～8月改正案作成（総務課対応）② 8月の法規審査委員会で改正案審議③ 議案提出（総務課対応）④ 議決後、公布⑤ 押印廃止
規則 規程 要綱	⇒ <ul style="list-style-type: none">○ 様式の押印を一括廃止する規則（規程・要綱）を制定（総務課対応）→ ① 押印を廃止する様式を特定（リストアップ） （後日、各課照会）※ 様式と印を削除する箇所を具体的に特定し、例規システムの登録を修正する。② 取りまとめり次第、法審（持ち回り審査）③ 公示④ 押印廃止 <p>※ 例規中、様式が（略）となっている場合（例規システムの変更なし）</p> → ① 上記リストに様式を登録。 ② 所管部長までの決裁を受けたうえで、各課で管理している様式を変更し、押印廃止
内規等 根拠なし	⇒ ○ 所管部長の決裁のうえ、改正し、押印廃止（各課対応）
その他	⇒ ○ 国・県の動向などに合わせて改正時期を検討